



和光市子ども・子育て支援会議保育料検討部会

学童クラブ利用料 算定方法の見直しについて

令和4年9月



目次

1 学童クラブ利用料の見直しについて

2 令和3年度和光市子ども・子育て支援会議の振り返り

3 【付託事項】利用料算定方法の見直しについて

1 学童クラブ利用料の見直しについて

2 令和3年度和光市子ども・子育て支援会議の振り返り

3 【付託事項】利用料算定方法の見直しについて

学童クラブ利用料の見直しについて

保育料検討部会の所掌事務（和光市子ども・子育て支援会議条例施行規則「別表第1（第2条関係）」）

名称	所掌事務
保育料検討部会	利用者負担額その他市が定める子ども・子育て支援制度における利用者負担の検討に関すること

【見直し時期】

和光市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、学童クラブ利用料は保育園保育料と同様に、**3年ごと**に見直しを行うものとしている。

※参考※保育園保育料の見直しについて

利用者負担額（保育料）は条例において**3年ごと**に見直しを行うことが規定されている。

（以下、条文参照）

【和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例】

第9条 市長は、公益性、公平性等の観点から、**3年ごと**に利用者負担額の見直しを行うものとする。

【学童クラブ利用料見直しの実施について】

平成30年9月に実施した改定から、昨年度3年が経過したため見直しを実施。

今回は、昨年度の見直しの際に次回検討事項となった点を付託事項とさせていただきたい

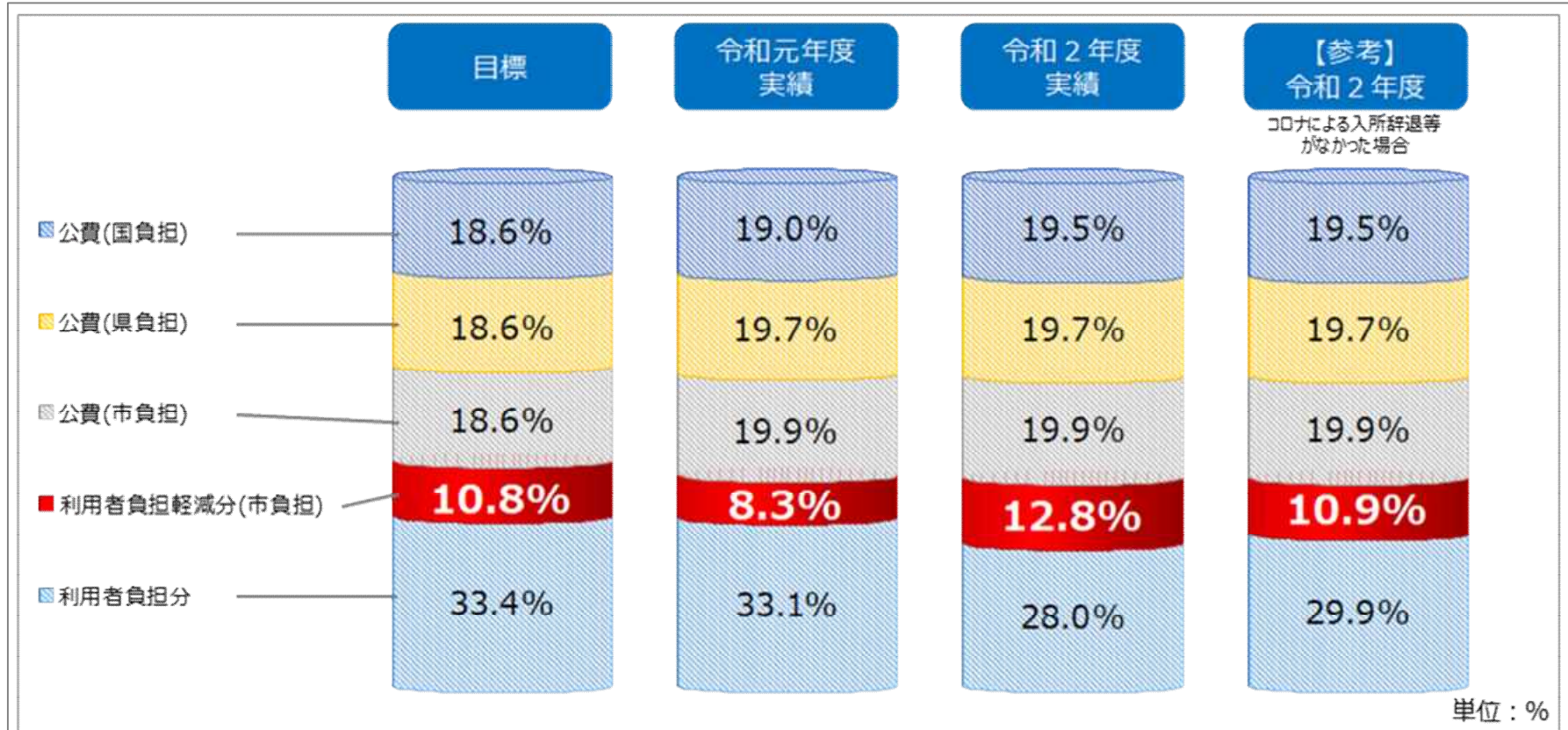
1 学童クラブ利用料の見直しについて

2 令和3年度和光市子ども・子育て支援会議の振り返り

3 【付託事項】利用料算定方法の見直しについて

令和3年度和光市子ども・子育て支援会議の振り返り

「学童クラブ運営費の負担割合の目標と実績の比較(%)」『令和3年度第1回和光市子ども・子育て支援会議』より抜粋



【令和3年度以降における学童クラブ利用料見直しの方向性】

コロナウイルスを理由とした入所辞退等がなかった場合の利用者負担軽減分(市負担)の負担割合は、目標としていた10.8%程度におさまっていることから**現状の学童クラブ利用料を維持**としたい。

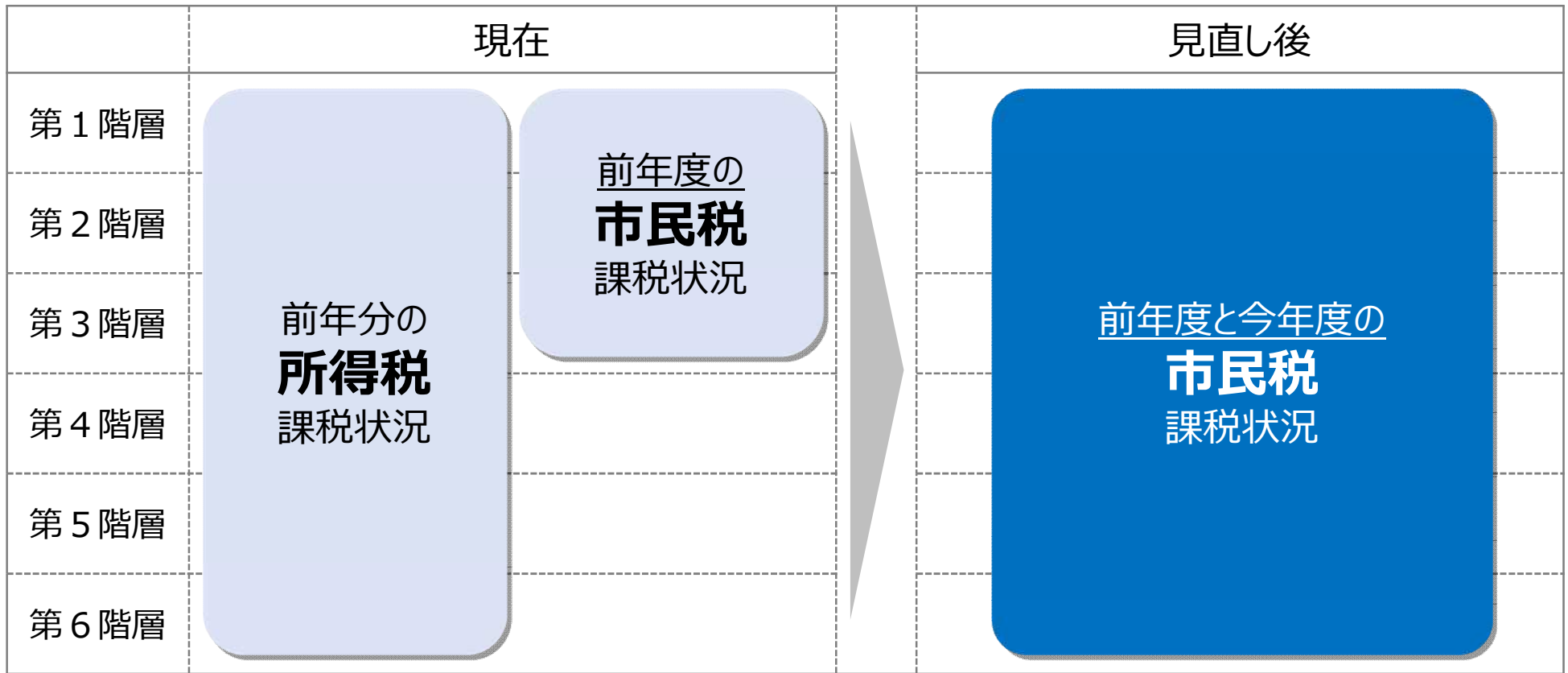
現在の利用料及び階層を維持することについて、
令和3年8月の保育料検討部会(書面開催)にて承認され、同月子ども・子育て支援会議にて報告

1 学童クラブ利用料の見直しについて

2 令和3年度和光市子ども・子育て支援会議の振り返り

3 【付託事項】利用料算定方法の見直しについて

【付託事項】学童クラブ利用料算定方法の見直しについて



前年分の所得税：前年の収入に応じて課税されるもの

前年度の市民税：前々年の収入に応じて、前年度に課税された市民税額

今年度の市民税：前年の収入に応じて、今年度に課税された市民税額

保育園保育料同様に、市民税の課税状況に応じた算定に見直しを行いたい

【案】見直し後の算定基準

変更箇所

見直し前の算定基準	世帯階層区分	算定基準		月額利用料
	第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び前年度分の市町村民税が非課税の世帯		0円
	第2階層	第1階層を除き、前年分の所得税が非課税の世帯	前年度分の市町村民税の所得割課税額が5,000円未満の世帯	1,920円
	第3階層		前年度分の市町村民税の所得割課税額が5,000円以上の世帯	3,840円
	第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税が課税されている世帯	所得税の課税額が90,000円未満の世帯	5,760円
	第5階層		所得税の課税額が90,000円以上150,000円未満の世帯	7,680円
	第6階層		所得税の課税額が150,000円以上の世帯	9,700円



見直し後の算定基準	世帯階層区分	算定基準		月額利用料
	第1階層	4月～8月：生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び前年度の市民税が非課税の世帯 9月～3月：生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び今年度の市民税が非課税の世帯		0円
	第2階層	4月～8月：前年度に課税された市民税の所得割額が5,000円未満の世帯 9月～3月：今年度に課税された市民税の所得割額が5,000円未満の世帯		1,920円
	第3階層	4月～8月：前年度に課税された市民税の所得割額が5,000円以上48,600円未満の世帯 9月～3月：今年度に課税された市民税の所得割額が5,000円以上48,600円未満の世帯		3,840円
	第4階層	4月～8月：前年度に課税された市民税の所得割額が48,600円以上97,000円未満の世帯 9月～3月：今年度に課税された市民税の所得割額が48,600円以上97,000円未満の世帯		5,760円
	第5階層	4月～8月：前年度に課税された市民税の所得割額が97,000円以上169,000円未満の世帯 9月～3月：今年度に課税された市民税の所得割額が97,000円以上169,000円未満の世帯		7,680円
	第6階層	4月～8月：前年度に課税された市民税の所得割額が169,000円以上の世帯 9月～3月：今年度に課税された市民税の所得割額が169,000円以上の世帯		9,700円

現状の課題及び見直しに伴うメリット・デメリット

【現状の課題】

- ① 申請書類提出とは別に利用料算定書類の提出が必要となる
(一次申請期間：例年10月～12月頃、源泉徴収票の配布時期：12月～1月頃)
- ② 保育園保育料の算定方法と異なり、利用者に分かりづらくなっている
- ③ 算定書類の受付及び確認・入力作業の事務が膨大となっている

【メリット】

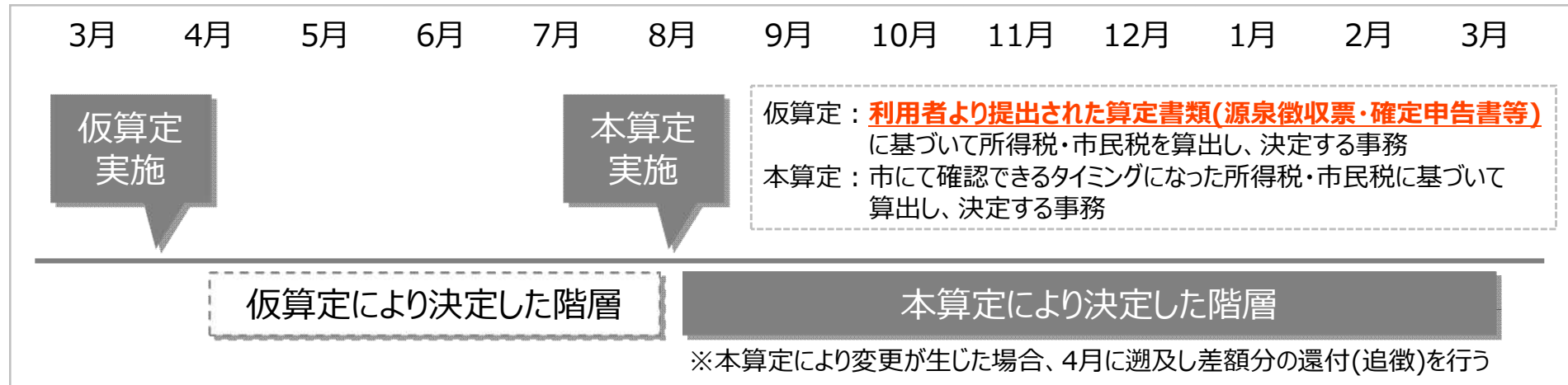
- ① 源泉徴収票等の算定書類の提出が不要となる（一部の世帯除き（デメリット②参照））
それに伴い、受付事務及び確認・入力作業も軽減される
- ② 保育園保育料と同様の算出方法の為、利用者が理解しやすくなる

【デメリット】

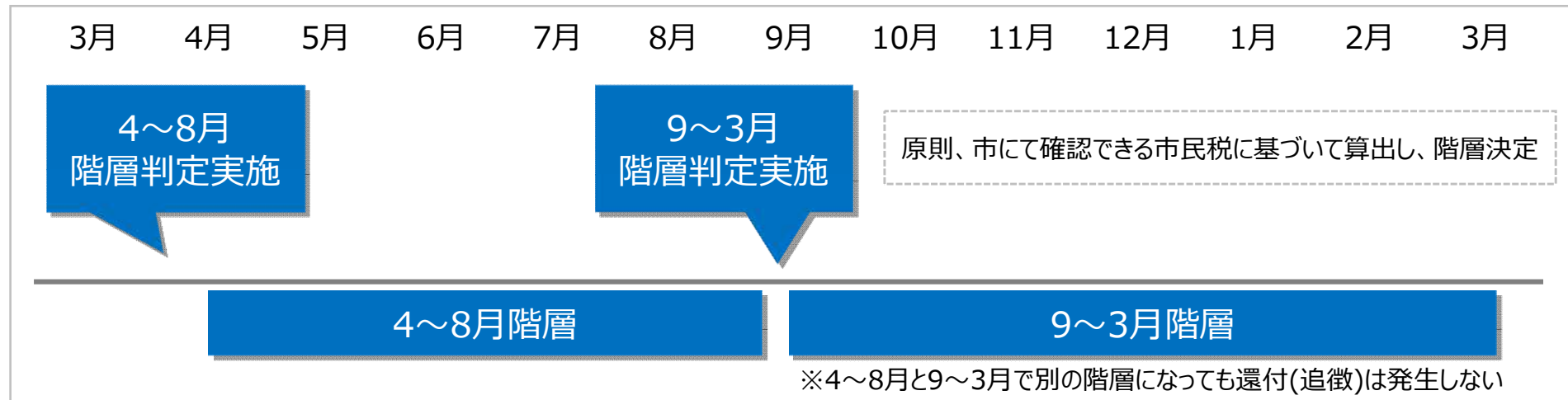
- ① 階層決定方法の変更により、利用料の増額となる世帯が一定数見込まれる
- ② 学童クラブを利用する年度及び前年度の1月1日に和光市外に在住していた方は、市民税の確認ができないため、正しい階層にて算定するために、書類の提出をしてもらう必要がある(従前同様)
- ③ 4～8月の利用料決定が2年前の収入に基づき決定される為、収入減となった世帯の負担が大きい

【比較】階層決定のスケジュールについて

見直し前



見直し後



市の課税事務で提出済みの書類は、学童クラブ申請での提出を省略することが出来る
また、階層決定プロセスが保育園保育料と同じで利用者が理解しやすい

【比較】事務作業時間の軽減について (例年の平均値にて試算)

見直し前

3月 4月 5月 6月 7月

仮算定実施

受付・確認：1分×約400人=400分
 入力：2分×約960人=1,920分
 二重確認：2分×約960人=1,920分
 通知発送：0.5分×約960人=480分
計 4,720分

8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

本算定実施

データ抽出・加工：20分
 確認：1分×約850人=850分
 二重確認：1分×約850人=850分
 変更通知発送：0.5分×約80人=40分
計 1,760分

合計 **6,480分**
 (=108時間)

見直し後

3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4~8月階層判定実施

データ抽出・加工：20分
 確認：1分×約960人=960分
 二重確認：1分×約960人=960分
 通知発送：0.5分×約960人=480分
計 2,420分

9~3月階層判定実施

データ抽出・加工：20分
 確認：1分×約850人=850分
 二重確認：1分×約850人=850分
 通知発送：0.5分×約850人=425分
計 2,145分

差分 **1,915分**
 (≒32時間)

合計 **4,565分**
 (≒76時間)

算定方法の変更により事務作業時間は、1,915分(約32時間)削減される
 軽減された時間は、入所申請の際の相談など行政サービスの質の向上に充てることができる

【比較】算定方法変更前後の階層

令和4年8月
本算定後階層

(単位：人)

階層区分		見直し前階層
第1階層	基準額	23
	多子軽減額	6
第2階層	基準額	0
	多子軽減額	0
第3階層	基準額	6
	多子軽減額	1
第4階層	基準額	72
	多子軽減額	2
第5階層	基準額	81
	多子軽減額	9
第6階層	基準額	584
	多子軽減額	51

見直し後階層
23
5
0
0
20
1
44
4
89
9
590
50

階層変更状況	
階層上昇(↑)	40
階層維持(→)	760
階層下降(↓)	35

影響金額
+13,560円/月

令和4年度8月の入所児童に見直し基準案を適用した影響は、+13,560円/月となる

【案】変更年度の階層の上昇する世帯における緩和策について

例示

3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

仮算定
実施

見直し前後の2通りの
算定方法による階層判定

仮算定により決定した階層

見直し前の算定方法による階層判定

⇒第5階層 **決定**

見直し後の算定方法による階層判定

⇒第6階層

緩和策：見直し前後の算定方法で階層が異なる場合には、当該年度において低い階層を適用する
(上記の場合においては、第5階層での決定とする)

緩和策による影響額は、695,870円/年(=99,410円/月×7か月分)が見込まれる
(令和4年度入所児童における試算にて、階層が上昇する児童40人を基に算出)

【改正案】和光市学童クラブ設置及び管理条例

「和光市学童クラブ設置及び管理条例」（平成16年6月22日条例第17号）

第8条 放課後児童健全育成事業を利用した児童の保護者は、別表に定める額を市長に納入しなければならない。

(別表)

世帯階層区分	内容		利用料の額 (月額)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び前年度分の市町村民税が非課税の世帯		0円
第2階層	第1階層を除き、前年分の 所得税が非課税の世帯	前年度分の市町村民税の所得割課税額が5,000円未満の世帯	1,920円
第3階層		前年度分の市町村民税の所得割課税額が5,000円以上の世帯	3,840円
第4階層	第1階層を除き、前年分の 所得税が課税されている世帯	所得税の課税額が90,000円未満の世帯	5,760円
第5階層		所得税の課税額が90,000円以上150,000円未満の世帯	7,680円
第6階層		所得税の課税額が150,000円以上の世帯	9,700円

改正案

(別表)

世帯階層区分	内容		利用料の額 (月額)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び該当する年度の市町村民税が非課税の世帯		0円
第2階層	該当する年度の市町村民税の所得割課税額が5,000円未満の世帯		1,920円
第3階層	該当する年度の市町村民税の所得割課税額が5,000円以上48,600円未満の世帯		3,840円
第4階層	該当する年度の市町村民税の所得割課税額が48,600円以上97,000円未満の世帯		5,760円
第5階層	該当する年度の市町村民税の所得割課税額が97,000円以上169,000円未満の世帯		7,680円
第6階層	該当する年度の市町村民税の所得割課税額が169,000円以上の世帯		9,700円

備考

- 1 該当する年度の市町村民税は、4月から8月分までにあつては前年度分の市町村民税の所得割額及び均等割額を用いるものとし、その他の月分にあつては当該年度分の市町村民税の所得割額及び均等割額を用いるものとする。
- 2 市町村民税の所得割額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、所得割額の計算に当たっては同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。

【予定】算定方法の見直しに関するスケジュール

今後のスケジュールは、以下のとおりを想定

令和4年	9月	子ども・子育て支援会議 保育料検討部会
	10月	子ども・子育て支援会議 本会議
令和5年	3月	和光市議会3月定例会へ条例改正議案を提出
	4月	学童クラブ利用者への周知
	9月	新たな算定方法による学童クラブ利用料決定